

商業機能回復支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域商業機能の恒久的な回復を図るため、被災した中小企業者に対して、施設・設備の復旧に要する経費について、予算の範囲内において商業機能回復支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「東日本大震災」 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う福島第一原子力発電所による災害をいう。
- (2) 「中小企業者」 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 「施設」 店舗、事務所その他前条に規定する補助金の趣旨の範囲内で必要と認められる構造物・建築物であって、資産として計上されるものをいう。
- (4) 「設備」 施設内で使用される事業の復旧に必要な機器等で、用途が限定されており他に転用されないものであって、資産として計上されるものをいう。

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる中小企業者、経費、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

- 2 東日本大震災の発生以降で交付決定前に行われた事業に要する経費についても、書類や写真等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の交付対象とすることができるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付の申請は、1事業者当たり1施設に係る申請のみとする。
- 3 中小企業者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、知事が適当と認めれば理由書をもって代えることができるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 債権者登録票（様式第4号）
- (4) 罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類（当該書類が無い場合には施設の罹災程度が客観的に確認できる写真）
- (5) 復旧工事等に要する経費の内訳明細が確認できる書類の写し（見積書等）
- (6) 被災施設と事業復旧先施設それぞれの所在地が明示された地図
- (7) 復旧する施設の図面
- (8) [個人事業者の場合]住民票抄本
[法人の場合]法人登記事項証明書（現在事項全部証明）
- (9) 宮城県の県税事務所で発行される県税の納税証明書

(10) 被災時に事業を実施していたことが確認できる書類（平成22年度の確定申告書の写し等）

(11) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、補助金交付申請が多数の場合は、書類審査等によって交付対象者を選定することができるものとする。

3 知事は、前項の選定をするに当たり、必要に応じて外部の有識者等に意見を聴取することができるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する中小企業者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮施設に入居する者（ただし、当該仮施設を退去し、本設復旧する者を除く。）

(2) 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業の交付決定を受けている者

(3) 県が実施する東日本大震災における施設・設備関連の復旧等補助事業の交付決定を受けている者

(4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等

(5) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号、第2号及び第4号に規定する事項について、関係機関に照会することができるものとする。

6 本事業の交付決定後に、前々項第1号、第2号及び第3号に該当することとなった者は、当該事業の採択等を受け、その事業を実施する場合には、様式第6号を知事に提出し、本事業の廃止の承認を受けなければならない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助対象経費の30%以内の減少の変更である場合

ロ その他事業の細部を変更する場合

(2) 補助事業を廃止する場合においては、様式第6号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号により知事に報告してその指示を受けること。

(4) その他知事が必要と認める条件

（状況報告）

第7条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出の状況等について報告を求めたときは、様式第8号により、速やかに知事に報告しなければならないものとする。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第9号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならないものとする。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、知事が適当と認めれば理由書をもって代えることができるものとする。

(1) 事業実績書（様式第10号）

(2) 補助事業の実施が確認できる書類の写し（契約書、内訳明細付きの請求書等）

(3) 補助事業の実施が確認できる写真

(4) 補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類の写し（領収証、金融機関の振込依頼書等）

(5) その他知事が必要と認める書類

(交付の方法)

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払をすることができるものとし、その請求書の様式は、様式第11号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(処分の制限を受ける財産等)

第12条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得財産等であつて、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては5年とする。

3 補助事業者は、規則第21条の規定による知事の承認を受けようとするときは、様式第13号により知事に申請しなければならないものとする。

4 知事は、規則第21条の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る取得財産等の処分により収入があつたと認めたときは、当該補助事業者に対してその収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(国庫補助事業との重複の取扱)

第13条 国が直接実施する東日本大震災における施設・設備関連の復旧等補助事業と本事業が重複する場合には、本事業の補助対象経費から国庫補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額を本事業の補助金額とする。

(再申請)

第14条 第4条第1項の規定による補助金交付申請書を提出した者が、同一年度内で交付決定を受ける前に事業内容を変更して再申請しようとする場合の様式は、様式第14号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助事業者に係る変更事項の届出)

第15条 本事業の交付決定後に、補助事業者に係る変更事項があつた者は、様式第15号により知事に届出しなければならないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に関し、平成23年3月11日から適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 地域商業等事業再開支援補助金交付要綱により交付決定を受けた者であって、やむを得ない理由により当該交付決定に係る補助事業を完了することができないと知事が認めたものについての補助金の交付対象となる経費は、第3条第1項の規定にかかわらず、地域商業等事業再開支援補助金交付要綱の別表1による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 2 平成29年4月3日より前に交付決定を受けた者については、なお従前のおりとする。

別表1：交付対象等

項目	内容
補助対象者	<p>東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者のうち次の各号のすべてに該当する者。</p> <p>①別表2で定める卸売業，小売業，飲食業，サービス業等を営んでいること</p> <p>②被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること</p> <p>③被災した施設及び復旧する施設の所在地が，ともに宮城県内であること</p> <p>④補助対象経費が200万円（消費税及び地方消費税分を除く。）以上であること</p> <p>※この補助金でいう施設の大規模半壊とは，被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ニの規定に準じるものとし，その判断については「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成22年9月3日府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）の認定基準に準じるものとする。</p> <p>ただし，各市町村において独自の基準に従い認定がなされた場合には，その例による。</p>
補助対象経費	<p>①被災した施設の修復，建替えに要する経費</p> <p>②被災した設備の修繕，入替えに要する経費</p> <p>[共通]</p> <p>※事業に供しない部分が含まれている場合には，事業に供する部分のみを補助対象とする。</p> <p>※他の事業者に貸与することを目的とするものは除く。</p> <p>※土地の取得・復旧に要する経費は除く。</p>
補助率	<p>①被災した施設の被災程度が「全壊」の場合 45/100以内</p> <p>②被災した施設の被災程度が「大規模半壊」の場合 35/100以内</p>
補助限度額	<p>①被災した施設の被災程度が「全壊」の場合 上限270万円，下限90万円</p> <p>②被災した施設の被災程度が「大規模半壊」の場合 上限210万円，下限70万円</p>

別表 2 : 交付対象業種一覧

1 業種	日本標準産業分類（第 1 2 回改訂）に基づく分類
卸売業, 小売業	[大分類 I 卸売業, 小売業]に属するすべての分類
飲食業	[大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業]のうち次の分類 中分類 76 飲食店 中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
運輸業	[大分類 H 運輸業, 郵便業]に属するすべての分類
サービス業	[大分類 G 情報通信業]に属するすべての分類
	[大分類 J 金融業, 保険業]のうち次の分類 小分類 674 保険媒介代理業 小分類 675 保険サービス業
	[大分類 K 不動産業, 物品賃貸業]に属するすべての分類
	[大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業]に属するすべての分類
	[大分類 N 生活関連サービス業, 娯楽業]のうち次の分類 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業 中分類 79 その他の生活関連サービス業 小分類 801 映画館 小分類 802 興行場, 興行団 小分類 804 スポーツ施設提供業 小分類 806 遊戯場 小分類 809 その他の娯楽業
	[大分類 O 教育, 学習支援業]のうち次の分類 小分類 823 学習塾 小分類 824 教養・技能教授業 小分類 829 他に分類されない教育, 学習支援業
	[大分類 P 医療, 福祉]のうち次の分類 小分類 834 助産・看護業 小分類 835 療術業 小分類 836 医療に付帯するサービス業 細分類 8492 検査業 細分類 8493 消毒業
	[大分類 Q 複合サービス業]のうち次の分類 小分類 862 郵便局受託業
	[大分類 R サービス業（他に分類されないもの）]のうち次の分類 中分類 88 廃棄物処理業 中分類 89 自動車整備業 中分類 90 機械等修理業 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業 中分類 92 その他の事業サービス業 中分類 95 その他のサービス業
	鉱業, 採石業, 砂利採取業
建設業	[大分類 D 建設業]に属するすべての分類
2 備考	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の規定による規制（同法第 3 3 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。